

東京都北区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき措置等を定めることにより、当該施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コインオペレーションクリーニング営業とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。
- (2) 営業者とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- (3) 営業施設とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

(構造設備等の基準)

第3条 営業施設の構造設備基準は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 営業施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- (2) 営業施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- (3) 採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- (4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- (5) 床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。また、床面は排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- (6) 流水式手洗設備を備えること。
- (7) 水洗いにより洗濯する機械（以下、「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する場合には、給湯設備を備えることが望ましいこと。
- (8) 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下、「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する場合には、次によること。
 - ア ドライクリーニング用洗濯機は密閉式のものであり、かつ、有機溶剤回収装置付のものであること。
 - イ 営業施設内の適当な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を設けること。この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮した適正な位置に設けること。
- (9) 便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- (10) 食品の自動販売機等、直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- (11) 廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

(衛生管理責任者等)

第4条 営業者は、営業施設を衛生的に管理させるため、次の各号により、営業施設ごとに衛生管理責任者を定めるものとする。

- (1) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要に応じて直ちに管理の業務ができる者とする。

- (2) 衛生管理責任者は、営業施設の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対して、第6条に掲げる事項に関する適切な指導及び助言を行うこと。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識、技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等、有機溶剤の管理及び室内環境の適正な維持に必要な業務を行わせること。
- (4) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

（衛生上講ずべき措置）

第5条 営業者が講じなければならない、衛生上必要な措置事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業施設は、毎日清掃し清潔保持に努めること。
- (2) 排水が良好に行われるように努めること。
- (3) ねずみ、昆虫等の防除に努めること。
- (4) 採光、照明を行い、適正な照度維持に努めること。
- (5) 換気設備は、適宜、点検及び清掃を行い、十分な換気を行うこと。
- (6) 洗濯機、乾燥機等は、適宜、保守点検を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜、消毒を行うこと。
- (8) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (9) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (10) 乾燥機の乾燥温度は、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。
- (11) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること（水道法に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）。
- (12) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、次の措置を講じること。

ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。

イ 洗剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、適宜、新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるものとする。

ウ 使用済のフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付容器に納め、適正に処理すること。

エ ドライクリーニング用洗濯機から、有機溶剤が漏出することがないように点検整備すること。

オ 気化した有機溶剤は、速やかに、戸外へ排出又は回収するよう努めること。

カ 有機溶剤は、密閉容器へ入れ施錠された専用の保管庫に保管すること。

（利用方法等の周知）

第6条 営業者は、施設の利用方法等について、次の各号に掲げる事項を、営業所の見やすい場所に掲示し、利用者に周知させるよう努めなければならない。

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。

特に、油の付着した洗濯物の乾燥に当たっては、次の点に留意すること。

- ア 十分油を除去してから乾燥すること。
 - イ 過大な詰め込みをしないこと。
 - ウ 乾燥し過ぎないこと。
 - エ 乾燥後は、洗濯物の温度が下がってからしまうこと。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用及びドライクリーニング用洗濯機の取扱上の留意点に関すること。
- (4) 利用者の手指の洗浄に関すること。
- (5) 営業施設の汚損防止に関すること。
- (6) 伝染性の疾病に罹患した者、又はその者に接触した者が使用した物の洗濯の禁止に関すること。
- (7) 運動靴、動物の敷き物、し尿の付着したおむつ等の洗濯の禁止に関すること。ただし、これらを専用に洗濯する洗濯機を設置している場合を除く。この場合においては、専用の洗濯機に表示をするとともに、その旨を記載すること。
- (8) その他、営業施設の衛生保持及び安全確保に必要な事項に関すること。

(営業施設の届出等)

第7条 営業施設を開設した者は、速やかに開設届（別記第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の届出事項に変更を生じたとき、又は当該営業施設を廃止したときは、速やかに変更届（別記第2号様式）、又は廃止届（別記第3号様式）を保健所長に提出しなければならない。

3 保健所長は、開設届を受理したときは、営業施設台帳（別記第4号様式）を作成するものとする。

(補 則)

第8条 この要綱の実施にあたり、健康福祉部長は必要に応じ細目を定めることができる。

付 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。